

期限設定のための試験のご案内

経験やカンで期限を設定していませんか？



厚生労働省、農林水産省が合同で策定した「食品期限表示設定のためのガイドライン」では、「**客観的な指標に基づき、期限を設定する必要がある**」とされています。

つまり、保存試験（微生物検査・理化学検査・官能検査）を実施し、科学的、合理的根拠をもって消費期限、賞味期限を設定する必要があるのです。

試験内容を提案させていただきます。
以下の事項についてお知らせください。

- | | |
|---------|------------|
| ■ 製品の特長 | ■ ご希望の期限設定 |
| ■ 保存条件 | ■ 包装形態 |
| ■ 主な原材料 | ■ 製造工程概略 |

※保管庫の状況に応じてご提案しかねることもございます。製品の大きさについても必ずご連絡ください。

約8割の消費者が
期限表示をチェック
しています！

